

法令によるもの、選挙用、国や市町村が掲出するなどの特殊な広告物は、例外的な取り扱いを受けます。

- 法令により表示を義務付けられた広告物は、許可がありません。

【条例第7条第1項第1号】

法令(法律、条例、要綱、行政指導等を含む)に基づいて表示する広告物は、禁止広告物の規制のみが適用されます。

→県条例第7条(適用除外)・第9条(禁止広告物)参照

- 選挙期間中の選挙運動用文書図画は、許可がありません。

【条例第7条第1項第2号】

公職選挙法に基づき、「選挙運動のために使用するポスター、立札等」は、禁止広告物の規制のみが適用されます。

→県条例第7条・第9条参照

※公職選挙法第129条(選挙運動の期間)参照

※選挙期間以外の政治活動用ポスター等(営利を目的としない活動)は、他の営利を目的としない広告物と同じ扱いになります。

- 国や地方自治体が、公共的目的で掲出するものは、許可がありません。

【条例第7条第1項第3号】

国、都道府県、市区町村が、公共的な目的で表示する広告物は、禁止広告物の規制のみが適用されます。

→県条例第7条・第9条及び第13条の2(国等の特例)参照